

## 地域支援事業

介護保険制度の円滑な実施の観点から、被保険者が要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、これまで実施してきた老人保健法による老人保健事業や介護保険法による保健福祉事業、予算事業による介護予防・地域支え合い事業等が再編され、地域支援事業(介護予防事業又は旧総合事業、包括的支援事業及び任意事業)が創設されました。また、平成27年度以降、市町村が中心となって、地域の实情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指し、介護予防・日常生活支援総合事業が創設されました。

この地域支援事業は、高齢者のニーズや生活実態に基づいて総合的な判断を行い、高齢者に対し、自立した日常生活を営むことができるよう、継続的かつ総合的なサービスが提供されるよう市町村が実施しており、県は財政支援や運営上の技術的助言等の支援を行っています。

包括的支援事業を担う地域包括支援センターは地域包括ケアを有効に機能させるために、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士等の各々の専門職の知識を生かしながら、常に情報を共有し、互いに業務の理念、基本的な骨格を理解した上で、連携・協働の体制を作り、業務全体を「チーム」として支えていくこととなります。

また、地域包括支援センター内にとどまることなく、地域での各種サービス、保健・医療・福祉の専門職、専門機関相互の連携、ボランティア等の住民活動などインフォーマルな活動を含めた、地域における様々な社会資源の有効活用をはかり、ネットワーク化を構築していく必要があるとされています。

介護保険給付・地域支援事業の全体像



参考資料：福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課「令和2年度高齢者の福祉」P21